

平成 25 年 11 月 25 日

静岡市議会議長 井上 恒彌 様

静岡市議会議員 山本 明久 ㊟

同 内田 隆典 ㊟

同 鈴木 節子 ㊟

同 寺尾 昭 ㊟

同 西谷 博子 ㊟

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条第 2 項及び静岡市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

記

議案及び提案の理由

別紙のとおり

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成 16 年静岡市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 号中「28,000 円」を「18,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 25 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

静岡市国民健康保険料の保険料のうち被保険者均等割を減額しようとするものである。